

職員の懲戒処分について

職員の不祥事案について、職員に対し、以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様には深くお詫びし不祥事の再発防止に向け、より一層、職員の服務規律の確保に努めてまいります。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

処分内容	被処分者	概要	処分根拠
減給 10分の1 1月	教育委員会事務局 教育センター 再任用職員 (63歳)	平成30年度当時、校長を務めていた小学校において、在籍児童がいじめ行為を受けたことにより不登校状態が続いていたにもかかわらず、教育委員会に対し、いじめ重大事態発生の報告を行わなかった。 また、令和2年2月以降、当該児童の卒業式に向けた対応を担当教諭に任せきりにし、その結果、児童やその保護者に卒業式の案内をせず、卒業式後も卒業証書を授与しないまま放置した。	地方公務員法第32条及び第33条に違反し、同法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に該当

2 処分日

令和5年3月1日

問い合わせ先	(処分について) 担当課：教育委員会事務局 総務部 総務課 電話：072-228-7435 ファックス：072-228-7890
	(事案内容について) 担当課：教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 電話：072-228-7438 ファックス：072-228-7890